

協定項目17号資料

町名・字名の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 町名・字名の取扱いについては、その歴史的経緯や住民の愛着を踏まえ、住民生活に最も影響の少ない方式を選択する。
- (2) 市町村合併の際に、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに設定し若しくは廃止、又は町若しくは字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

2 提案の理由

1市4町4村の合併に伴い、現行の町名・字名の一部について変更するため、提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

<p>兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併） 篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については、従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。</p>
<p>埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併） 町名・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものである。</p>
<p>香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併） (1) 字の区域は、原則として現行のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 津田町・大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 長尾町においては、原則として「大川郡長峡町」を「さぬき市」に置き換える。 ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p>
<p>山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併） 町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p>
<p>新潟県北魚沼6か町村合併協議会（平成16年11月1日 目標新設合併） 字の区域・名称は、現行のとおりとする。なお、名称から大字表記を削除する。ただし、湯之谷村と広神村の重複名称である芋川は、住民の意向を踏まえて名称を調整する。 新市の区域の密集市街地については、「住民表示に関する法律」に規定する住居表示の導入について検討する。</p>

4 参考法令等(条文等抜粋)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別な定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	17 町名・字名の取扱い
調整方針案	<p>町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。</p> <p>1 川内市については、現行のとおりとする。</p> <p>2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したものをもって、大字とする。</p> <p>3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、従前の大字に冠したものをもって、大字とする。</p>

【1市4町4村合併における取扱いパターン】

市町村名	大字の数	現在の住所表示例	新市の住所表示例
川内市	65	川内市 神田町 -	市 神田町 -
樋脇町	3	薩摩郡樋脇町 塔之原 番地	市 樋脇町塔之原 番地
入来町	2	薩摩郡入来町 浦之名 番地	市 入来町浦之名 番地
東郷町	6	薩摩郡東郷町 斧淵 番地	市 東郷町斧淵 番地
祁答院町	4	薩摩郡祁答院町 下手 番地	市 祁答院町下手 番地
里村	1	薩摩郡里村 里 番地	市 里町里 番地
上甑村	7	薩摩郡上甑村 中甑 番地	市 上甑町中甑 番地
下甑村	5	薩摩郡下甑村 手打 番地	市 下甑町手打 番地
鹿島村	1	薩摩郡鹿島村 蘭牟田 番地	市 鹿島町蘭牟田 番地
計	94		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	17 町名・字名の取扱い			専門部会名	企画財政部会		
調整方針案	町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。 1 川内市については、現行のとおりとする。 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。 3 里村、上甌村、下甌村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。						
区分	川内市			樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
大字名合計(94)	青山町 天辰町 運動公園町 網津町 大小路町 尾白江町 勝目町 上川内町 川永野町 神田町 久住町 楠元町 隈之城町 久見崎町 国分寺町 小倉町 五代町 木場茶屋町 御陵下町 城上町 白浜町 白和町	大王町 田海町 高江町 高城町 田崎町 中郷一丁目 中郷二丁目 中郷三丁目 中郷四丁目 中郷五丁目 中郷町 鳥追町 永利町 中福良町 中村町 西開閨町 西方町 西向田町 花木町 原田町 東大小路町 東開閨町	東向田町 冷水町 平佐町 水引町 港町 宮内町 都町 宮崎町 宮里町 向田町 向田本町 百次町 矢倉町 山之口町 湯田町 湯島町 陽成町 横馬場町 寄田町 若葉町 若松町	市比野 倉野 塔之原	浦之名 副田	斧淵 穴野 鳥丸 南瀬 藤川 山田	藺牟田 上手 黒木 下手
				3大字	2大字	6大字	4大字
				里村	上甌村	下甌村	鹿島村
				里	江石 小島 桑之浦 瀬上 平良 中甌 中野	青瀬 片野浦 瀬々野浦 手打 長浜	藺牟田
65大字			1大字	7大字	5大字	1大字	